

豊島区広報

発行所
豊島区役所
電話(971) (代)1101
(代)1166
昭和35年8月20日発行



豊島区民キャンプ村 (奥多摩小菅村にて)

国際会議出席のため

木村区長渡欧

木村秀崇豊島区長は、国際連合世界連盟第15次総会に、日本代表団として東京都本部から参加するため、9月2日羽田から出発する。この第15次総会は、9月5日から6日間ポーランドの首都ワルシャワで、開かれる。帰路は、欧米各国の都市行政を視察する。旅行期間は、約一カ月の予定。尚、区長不在中は、助役が区長職務を代理する。

豊島郵便局が開局

豊島区の全域が局内に

池袋1の駅に於いて建築中の豊島郵便局は、地上4階、延べ一、三四八坪の新庁舎が完成、8月1日から開局した。新局は、旧豊島郵便局(真鶴3丁目)と落合長崎郵便局を統合したもので、これで豊島区は、全域が豊島郵便局管内となる。落合長崎郵便局は、北区内の旧新管地域を担当する。豊島郵便局は、豊島区内は担当しない。

豊島区から8人

ローマ・オリンピックへ

来る25日から開かれる、ローマ・オリンピック大会に出場する選手役員のうち、豊島区在住者は、次の8氏である。

宮村元信	水球
石黒 馨	レスリング
山崎久寿	ホッケー
青山幸高	馬術(鞍馬)
山田水城	ヨット
石井正行	ヨット

淡川正一 陸上
(ヘッドコーチ)
石井 宏 水泳

臨時区議会

総合新庁舎契約を可決

8月2日に開かれ、工事請負契約に関する件、第3回臨時区議会は、豊島区総合庁舎建設に伴う工事請負契約に関する件、次の4議案が審議され、可決された。

(原案通り可決された議案)

- 予算外義務の負担について (2億2千5百3万4千円を限度)
- 東京都豊島区総合庁舎新築を、今回区議会に提出、可決

豊島区総合庁舎

起工式を挙行

区役所、税務事務所、福祉事務所を一堂に収容する、豊島



木村区長の鍬入れ式

区長、議長、議員、官公署長代表の祝辞があり、最後に豊島区民の方歳を三唱して、盛会のうちに起工式を終った。

解説 予算外義務負担

物品購入、工事請負などには予算の裏付けが必要だが、財源、時期などの関係で、予算に計上できないとき、将来予算に計上することを約束して行う契約から生ずる義務を負担すること。

新庁舎の場合、予算計上額は、2億6百万円で、これに今回の予算外義務負担額2億2千5百万円を加えた4億3千万円まで契約することができ

国民年金

質疑 応答

掛金を前納すると割引になる

なぜ、国民年金は必 要ですか。

戦後、わが国の人口は、死亡率の減少、平均寿命の延長などによって、老令人口は、著しい増加傾向にあります。60才以上の老令人口は、昭和10年には、人口100人に對し、4.6人、30年には3.9人となつています。今から10年後の昭和45年には7.0人、更に昭和70年には更に一一・九人となり、1割をこえるものと予想され

掛金の前納とは、どんなことですか

昭和35年10月1日から、区役所で資格届の受付を始め、昭和36年4月1日から掛金(保険料)を納めていただきます。従って、給付の起算点は、この日となります。

国民年金制度の仕組みは、どうなつて いますか

国民年金制度は、掛金に応じて、年金が支給されるもの(拠出制年金)と、掛金をせずに支給されるもの(福祉年金)とがあります。本制度は、拠出制を基本として、福祉年金は、経済的、補完的に併用するものです。

毎月掛金(保険料)を納めないで、一とまじめにして納めることです。この場合、前納期間に応じて、掛金が、左表のように割引されます。例えば、25才の人が、毎月納めた場合は、60才までに5万7千円になりますが、一度に納めると、23,850円に割引されます。

豊島区の財政事情

都道府県や、市町村などの地方公共団体の、収入・支出の状況は、毎年2回以上住民に公表することになっています。

(地方自治法244条)

豊島区では、「東京都豊島区財政事情の作成及び公表に関する条例」により、毎年5月1日と10月1日の2回公表しています。主な点は次の通りです。

昭和34年度歳入歳出予算の概要

一般会計における本年度の当初予算は、道路の完全舗装、

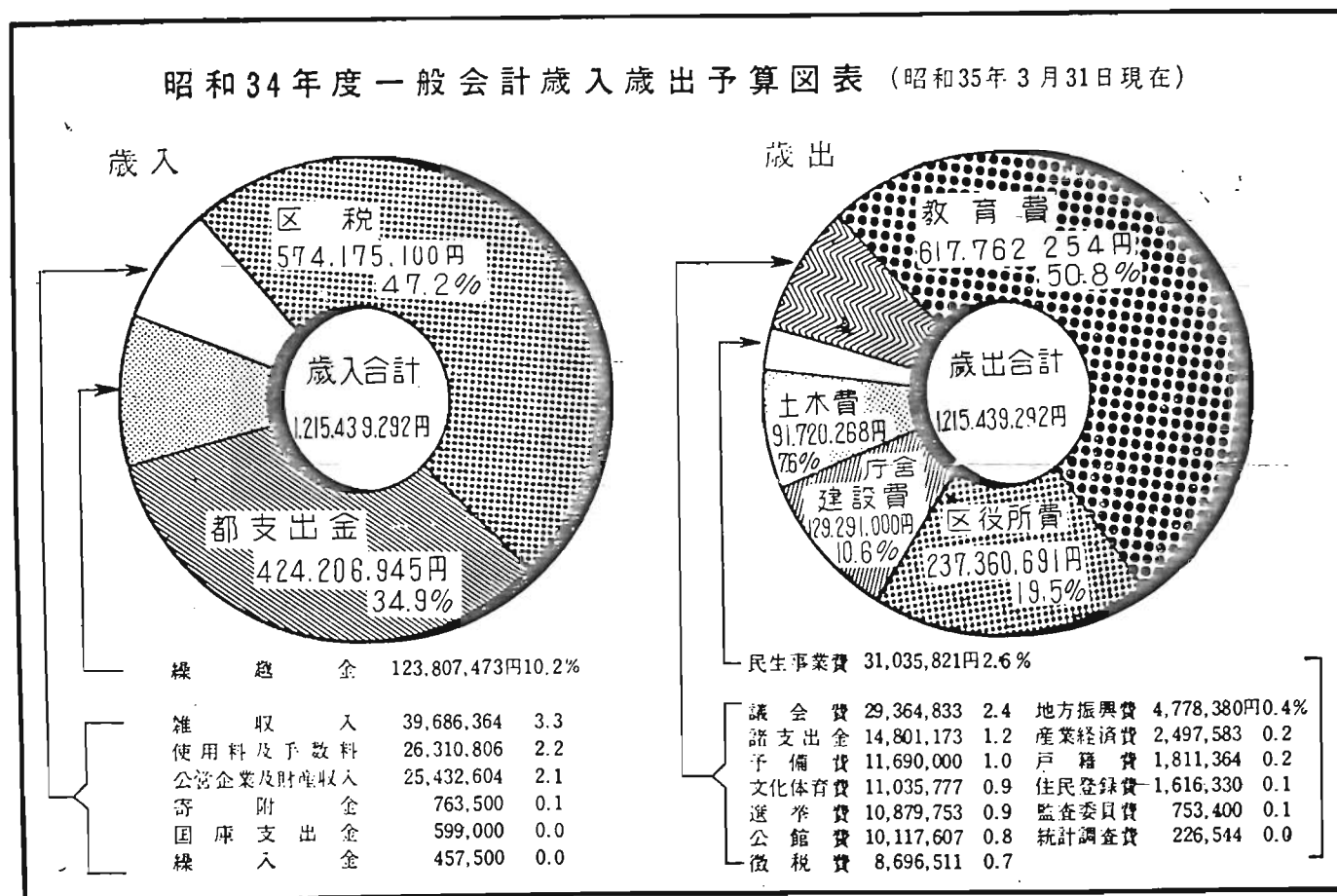
教育事業の整備充実と民生安定の対策に重点をおいて編成いたし、9月末日現在における歳入歳出予算はともに1,015,191,517円となり「公益質屋事業」「商工業融資事業」の2特別会計を加えますと総額1,066,679,833円となっております。

10月以降に、一般会計において、前後4回にわたる追加更正予算と12月1日より実施いたしました「国民健康保険事業」の特別会計を設定いたし昭和34年度を終了いたしました。

昭和34年度最終予算の規模は、次のとおりとなりました。

会 計	4月～9月計上分	10月～3月計上分	計
一 般 会 計	1,015,191,517 円	200,247,775 円	1,215,439,292 円
特 別 会 計	51,488,316	90,056,728	141,545,044
{ 公益質屋事業 商工業融資事業 国民健康保険事業	43,530,816	—	43,530,816
	7,957,500	—	7,957,500
	—	90,056,728	90,056,728
合 計	1,066,679,833	290,304,503	1,356,984,336

昭和34年度一般会計歳入歳出予算図表 (昭和35年3月31日現在)



昭 和 34 年 度 収 入 支 出 の 状 況

昭和34年度の当初予算額は、756,719,197 円でありましたが、4月～9月に 258,472,320 円、10月～3月に 200,247,775 円を追加計上いたしましたので最終予算額は 1,215,439,292 円となり前年度最終予算額より 176,848,039 円の増額となりました。

これに対し、35年3月末日現在の収入、支出の状況は下表のとおりでありまして、収入支出差引残金は 214,249,8

69円となります。これは年度末現在の数字でありまして、出納閉鎖期の5月末日に至るまでには、収入、支出ともなお若干の増減があるものと思われまます。

収入支出差引残金の大半は区庁舎建設、校地買収並びに校舎建設等の事業費に伴う資金であつてその他一般財源においては極力節約をはかり、約 37,000,000 円程度が翌年度へ繰越される見込であります。

(一般会計) (歳入) (歳出) (昭和35年3月31日現在)

科 目	予算現額	収入済額	収 入 割 合	差引過(△)不足	科 目	予算現額	支出済額	執 行 割 合	差引残額
1 区 税	574,175,100	536,377,945	93.4	△ 37,797,155	1 議 会 費	29,364,833	28,049,089	95.5	1,315,744
2 公営企業 及財産収入	25,432,604	24,201,604	95.2	△ 1,231,000	2 区 役 所 費	237,367,861	229,816,294	96.8	7,551,567
3 使用料 及手数料	26,310,806	24,600,570	93.5	△ 1,710,236	3 土 木 費	91,720,268	61,631,042	67.2	30,089,226
4 都支出金	424,206,945	246,475,703	58.1	△ 177,731,242	4 教 育 費	617,774,657	374,723,112	60.7	243,051,545
5 寄 附 金	763,500	762,500	99.9	△ 1,000	5 文 化 体 育 費	11,057,377	9,571,686	86.6	1,485,691
6 繰 入 金	457,500	305,000	66.7	△ 152,500	6 民 生 事 業 費	31,074,103	28,810,261	92.7	2,263,842
7 繰 越 金	123,807,473	123,807,473	100	0	7 産 業 経 済 費	2,555,548	1,923,112	75.3	632,436
8 雑 収 入	39,686,364	40,819,433	102.8	1,133,069	8 地 方 振 興 費	14,877,741	13,827,126	92.9	1,050,615
9 国 庫 金 支 出 金	539,000	459,000	76.6	△ 140,000	9 選 挙 費	10,879,753	8,574,005	78.8	2,305,748
					10 統 計 調 査 費	226,544	198,834	87.8	27,710
					11 監 査 委 員 費	753,400	616,170	81.8	137,230
					12 徴 税 費	8,794,741	7,707,516	87.6	1,087,225
					13 戸 籍 費	1,811,364	1,217,018	67.2	594,346
					14 住 民 登 録 費	1,616,330	1,560,825	96.6	55,505
					15 公 館 費	10,213,307	7,479,325	73.7	2,733,982
					16 諸 支 出 金	14,869,918	5,767,868	38.7	9,102,050
					17 庁 舎 建 設 費	129,291,000	2,086,076	1.6	127,204,924
					18 予 備 費	1,190,547	—	—	1,190,547
歳入合計	1,215,439,292	997,809,228	82.1	△ 217,630,064	歳出合計	1,215,439,292	783,559,359	64.5	431,879,933

(特別会計) (歳入) (歳出)

会 計	予算現額	収入済額	収 入 割 合	差引過(△)不足	予算現額	支出済額	執 行 割 合	差引残額
	円	円	%	円	円	円	%	円
公益質屋事業	43,530,816	37,889,944	87.0	△ 5,640,872	43,530,816	34,638,898	79.6	8,891,918
商工業融資事業	7,957,500	7,805,000	98.1	152,500	7,957,500	7,805,000	98.1	152,500
国民健康保険事業	90,056,728	35,376,570	39.3	△ 54,680,158	90,056,728	28,797,553	32.0	61,259,175

区 民 負 担 の 状 況 (前年度比較表)

区 分	昭和34年度 (35.3.31現在)	昭和33年度 (34.3.31現在)	増 (△) 減
特別区民税現年度分調定額	597,078,960 円	544,970,430 円	52,108,530 円
人 口 (住民登録)	334,714 人	330,187 人	4,527 人
世 帯 (")	95,261世帯	90,828世帯	4,433世帯
区民1人当り負担額	1,700 円	1,650 円	50 円
区民1世帯当り負担額	6,268 円	6,000 円	268 円

危い作業場の2階

豊島、池袋両消防署で現場査察

火災人命安全対策

去る、7月22日に、特に、区長の控力を望むは、神田須田町の「レストラン「東洋」」の火災で、就殺中の従業員7名が焼死した事故をはじめ、最近火災による死傷事故が続発しています。

豊島、池袋両消防署では、8月8日から「人命危険建物」の一斉査察を行っています。事故は、木造3階や、小屋裏、中2階などの、寝室、居室など、防火に対する不注意が原因となっている。

○2階以上を寝室、居室とするときは、避難用の階段、ロープを備えること。
 ○作業場の2階を寝室や居室とするときは、階下に、自動火災信号装置を設けること。

池袋消防署が発足

池袋2の一四四の、旧豊島消防署池袋出張所が、池袋消防署に昇格、8月1日から発足した。長崎出張所を含めて、山手線東側を所管することになった。

区役所人事

(8月1日付)
 カッコ内は旧職

○民生課厚生係長 糸山茂夫
 (第2出張所) ○国民健康保険課庶務係長 石川弘光(民生課厚生係長)

尚、国民健康保険課庶務係長 渡辺昇は、足立区役所国民年金課長に転出

8月の配給

3日~10日 内地米 2キロ
 13日~20日 内地米 2キロ
 23日~31日 内地米 2キロ

豊島区の人口

世帯 98,518
 人口 337,979
 男 172,893
 女 165,086

昭和35年8月1日現在

1日~31日 徳用米(1) 1キロ
 1日~31日 徳用米(2) 1キロ
 臨時特配内地米 1キロ
 1日~31日 特配内地もち米 2キロ

都、水産試験場の
金魚とコイ

1円50銭 大小約6.6種
 いん 3円
 ごき 4円
 まひわ

9月10日までに、区役所商工課へ代金及び送料用5円切手(現金でも可)を添えて、お申込み下さい。9月15日すぎに区管プールでお渡しします。

図書案内(7月分)

奥川広之助 オリンピック物語 寺部頼助
 古代オリンピック メルボ 蘭書房編
 児童美術と創造性 鈴木貞一
 コーウエン・フェルト 1956
 7月中購入図書 15冊

構造 東洋経済新報社
 21世紀への階段 科学技術庁監修
 江戸の風俗(町火筋) 田村栄太郎
 (武家篇)
 テレビ教育論 西本三十二
 現代反対制運動史 青木書店
 母と子の小さな物語 鈴木木道太
 現代日本の底辺第3巻
 不安定就労者 三一書房
 指導者の理論 三浦つとむ

オリンピック関係書

別表		掛金を前納したときの金額		
前納期間	加入時の被保険者の年齢	25才	30才	35才
		1年間	毎月納めた時 1,200円 前納の時 1,170	1,200円 1,170
2年間	毎月納めた時 3,600円 前納の時 3,330	3,600円 3,330	5,400円 5,000	
5年間	毎月納めた時 6,000円 前納の時 5,280	6,000円 5,280	9,000円 7,910	
10年間	前月納めた時 12,000円 前納の時 9,310	15,000円 11,330	18,000円 13,970	
全納	毎月納めた時 57,000円 前納の時 23,860	51,000円 24,300	45,000円 24,860	

特別区民税期 8月31日まで

納入は、区役所金庫・出張所・郵便局
 銀行・信用金庫へ
 納付をすくたからは、区役所内の金庫だけ
 しめ取り扱いません。

個人事業税1期 8月31日まで

最寄りの郵便局、金融機関にお納め下さい。

豊島区事務課

国民健康保険

こんな場合は 療養費が支給されます

◇国民健康保険に加入している人（被保険者）が、病気やケガをしたときは、保険医に保険証を提出して、国保診療を受けることになつていきます。（国民健康保険法36条5）

しかし、特別の事情があつて、保険医でない医師（非保険医）に診療を受けたり、保険証を提出しないで（保険医に言及して）診療を受けたときは、療養費支給申請書を区役所に提出して、国民健康保険課に提出して、その費用を国保診療に計算しなされた金額から、一部負担金を除いた差額を支給してもらうことができます。（国民健康保険法54条）

○療養費が支給される条件

療養費を請求できる特別な事情とは、つぎのような「緊急やむをえない場合」に限られています。

- 1、緊急な場合
 - イ、急病で、診療を受ける医師が、保険医か非保険医かを確かめている余裕がなかつたようなとき。
 - ロ、夜間の急病で、近くに保険医がいなかつたとき。
 - ハ、急病で、保険証をさがしているひまがなかつたようなとき。
- 2、やむをえない場合
 - イ、正常分娩の予定で入院し

ていたのが、急に異常分娩になつたようなとき。

ロ、保険証の系統中に、病気になるたとき。

ハ、第三者行為で負傷したり、業務中の負傷のため、保険診療を拒否されたが、どこからも治療費を出してもらえなかつた場合。

（これは交通事故などで、他人に負傷させられたときの治療費は、あくまでもその加害者に賠償の責任があるため（民法709条）、また業務中に負傷したときの治療費は、雇主が支払うか、

急病とは、つぎのような場合をいいます。

- イ、旅行中の発病
- ロ、交通事故や、不慮の災難

○療養費の支給が認められない場合

したがつて、つぎのような理由で、国保診療を、自己の判断や好みで回避した場合は、療養費は、支給されません。

- イ、非保険医が、かゝりつけだから。
- ロ、非保険医だが、特別の治療法で有名だから。
- ハ、保険診療が不評だから、

ニ、自己の怠慢で、保険証を出し忘れたとき、出血が激しいとき、激痛で苦しんでいるときなど。

ハ、人事不省になつたり、救急車で運ばれたようなとき。

保険証を提出しないでかかつた。

ニ、自己の怠慢で、保険証を出し忘れたとき。

また、国保に加入しなければならぬ人が発病まで届出を怠つていて、病気になるまで、あわてて手続をした場合は、届出を怠つていた間に、

も、翌日から、保険証を提出して、国保診療が受けられるように、努力していただく必要ありません。

○療養費の請求に必要な書類

- 1、療養費支給申請書
- 2、国保診療を受けることができなかった理由書
- 3、診療内容の明細書
- 4、領収証

申請用紙は、区役所国民健康保険課の窓口にあります。

- 1・2は、請求者が記入し、3・4は、医師に証明してもらいます。

○特殊な療養費の請求

以上つ一般的に療養費のほか、つぎのような特別な場合についても、療養費の請求ができます。

- 1、輸血をした場合の血液代金。
- 2、コルセット代金。
- 3、柔道整復師に治療を受けた場合の施術料金。
- 4、脊椎カリエス、関節結核、先天性股関節脱臼等の場合の装具費。
- 5、法定伝染病で入院した場合の食費と、持病薬の代金。
- 6、法定看護婦に対する費用
- 7、患者移送の費用。

看護料金（普通病1日）
看護婦 50円
准看護婦 40円
看護補助者 40円

車が入院した場合等の移送費であつて、通院のために車を使用した場合は、認められない。

国民健康保険のことでお気づきのことや、ご不審なことは、区役所国民健康保険課へ、お問合せ下さい。

豊島公会堂ウラ
電話（982）〇二九一番
七二八一番